

## 入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定により、制限付一般競争入札を行うので、政令第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 3 日

鳥取県西伯郡南部町長 陶山 清孝

### 1 業務内容

- (1) 業務の名称  
令和 8 年度南部町特定環境保全公共下水道事業計画更新業務
- (2) 業務の仕様  
入札説明書による。
- (3) 業務位置  
西伯郡 南部町 町内
- (4) 履行期間  
2 0 2 6 年 8 月 3 1 日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで
- (5) 予定価格  
事後公表
- (6) 最低制限価格  
設定しない
- (7) 入札方法  
入札は、紙入札により行う。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 1 6 7 条の 1 1 の規定に基づき、令和 8 年度南部町競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であること。

なお、本件入札に参加する者であって、競争入札参加資格を有していない者は、令和 8 年度南部町競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 8 月 1 7 日（月）正午までに 4 の（1）の場所に提出すること。ただし、当該申請書類の提出により競争入札参加資格者名簿に登録するものではないことを了解すること。

- (3) 本件業務の公告日から開札日（再入札を含む。）までの間のいずれかの日において、南部町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年南部町告示第40号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県西部地区に本店、支店営業所又はその他の事業所（以下「事業所」という。）を有していること。ただし、事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 監理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））、技術士（上下水道部門（下水道））又は、下水道法に規定された資格を有し、南部町に精通し当該業務の実績と、十分な技能及び経験を有する者とする。

### 3 契約担当課及び入札担当課

- (1) 契約担当課  
鳥取県西伯郡南部町 建設課
- (2) 入札担当課  
鳥取県西伯郡南部町 建設課 地籍調査室

### 4 入札手続き等

- (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先  
〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1  
鳥取県西伯郡南部町 建設課 地籍調査室  
電話：0859-36-8555  
メール：[kensetsu@town.tottori-nanbu.lg.jp](mailto:kensetsu@town.tottori-nanbu.lg.jp)
- (2) 入札説明書等の交付方法  
令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）までの間にインターネットにて鳥取県西伯郡南部町建設課のホームページ（<http://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kensetsu/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
  - ア 交付期間及び交付時間  
令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。
  - イ 交付場所  
(1) に同じ
- (3) 入札の日時及び場所
  - ア 入札日時  
令和8年8月25日（火） 午前9時00分
  - イ 開札日時  
アに同じ

## ウ 場所

鳥取県西伯郡南部町法勝寺 3 7 7 番地 1

鳥取県西伯郡南部町役場法勝寺庁舎 2 階庁議室

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「参加資格証明書類」という）を令和 8 年 8 月 1 7 日（月）正午までに 4 の（1）の場所に提出し、入札参加資格がないと認めた者は、本件入札に参加できない。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 参加資格証明書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格証明書類は返却しない。また、提出者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、南部町財務規則（平成 1 6 年南部町規則第 5 2 号。以下「財務規則」という。）第 1 4 6 条第 2 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規則第 1 2 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低入札価格が同額の場合は、入札執行者がくじにて落札者を決定する。

- (4) 手続きにおける交渉の有無  
無
- (5) その他  
詳細は入札説明書による。